

【介護保険】訪問看護料金表

訪問看護ステーションにご
(令和6年6月1日現在)

料 金	内 容	時 間		利用料金	自己負担額				
					1割負担	2割負担	3割負担		
介護予防 基本料金 (交通費 込み)	看護師に よる訪問	予訪看 I 1	20分未満の訪問	1回	3,030円	303円	606円	909円	
		予訪看 I 2	30分未満の訪問	1回	4,510円	451円	902円	1,353円	
		予訪看 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	7,940円	794円	1,588円	2,382円	
		予訪看 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円	
	理学療法士, 作業療法士 など	予訪看 I 5	20分(1週間に6回が限度)	1回当	2,840円	284円	568円	852円	
		予訪看 I 5・2超	1日に2回を超える場合 (50/100)	1回当	1,420円	142円	284円	426円	
訪問看護 基本料金 (交通費 込み)	看護師に よる訪問	訪問看護 I 1	20分未満の訪問	1回	3,140円	314円	628円	942円	
		訪問看護 I 2	30分未満の訪問	1回	4,710円	471円	942円	1,413円	
		訪問看護 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	8,230円	823円	1,646円	2,469円	
		訪問看護 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	
	理学療法士, 作業療法士 など	訪問看護 I 5	20分(1週間に6回が限度)	1回当	2,940円	294円	588円	882円	
		訪問看護 I 5・2超	1日に2回を超える場合 (90/100)	1回当	2,640円	264円	528円	792円	
加算料金	(保険内)	看護体制強化加算 I	※1 算定基準が満たされた 場合にいずれかを算定	1月毎	5,500円	550円	1,100円	1,650円	
		看護体制強化加算 II			2,000円	200円	400円	600円	
		サービス提供体制強化加算 I	※2 算定基準が満たされた 場合いずれかを算定	1回	60円	6円	12円	18円	
		サービス提供体制強化加算 II			30円	3円	6円	9円	
		初回加算 I	※3	初回	3,500円	350円	700円	1,050円	
		初回加算 II			3,000円	300円	600円	900円	
		退院時共同指導加算	※4	初回	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
		緊急時訪問看護加算	※5	1月毎	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
		特別管理加算 I	※6	1月毎	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
		特別管理加算 II			2,500円	250円	500円	750円	
		ターミナルケア加算	※7		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
		長時間訪問看護加算	※8 (同意必要)	1回	3,000円	300円	600円	900円	
		複数名訪問加算(I)	※9 (同意必要)	30分未満	1回	2,540円	254円	508円	762円
				30分以上	1回	4,020円	402円	804円	1,206円
		早朝加算	(6:00~8:00)				25%増		
		夜間加算	(18:00~22:00)				25%増		
深夜加算	(22:00~6:00)				50%増				
実費負担 利用料金	保険外								
	エンゼルケア(死後の処置)		1回毎に		11,000円(税込み)				
キャンセル料	ご利用者の私用などによる、サービス当日のキャンセルについては、基本料金の5割をお支払いいただきます。 例外として、緊急な受診や入院等の特段の事情の場合は、キャンセル料は徴収いたしません。								

※1 看護体制強化加算：利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算。緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について一定割合以上の実績等がある事業所を評価する加算です。

※2 サービス提供体制強化加算：訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算です。

※3 初回加算：新規に訪問看護計画を作成した方に対し訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護に加算されます。

初回加算 I：病院、診療所または介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護が初回指定訪問看護を実施した場合

初回加算 II：病院、診療所または介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護が初回指定訪問看護を実施した場合

※4 退院時共同指導加算：入院または入所中の方に対し主治医等と連携し在宅生活での必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定されます。

※5 緊急時訪問看護加算：ご希望により、24時間電話等により利用者・ご家族の相談に対応。緊急時の訪問を必要に応じ実施することが可能になります。この場合、その月の1回目の訪問を行った時に別途加算され、緊急の訪問を行った場合には、その都度基本料金がかかります。
*1月の内2回目以降の訪問には早朝・夜間／深夜の加算が付きま。

※6 特別管理加算Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合加算されます。
特別管理加算Ⅱ：在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である場合加算されます。

※7 ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上）ターミナルケアを行った場合加算されます。

※8 長時間訪問看護加算：特別管理加算の対象の方に1時間30分以上の訪問看護を行った場合加算されます。

※9 複数名訪問加算：ご利用者の身体的理由等により1人での看護師による訪問看護が困難と認められる場合、ご利用者・ご家族の同意を得て同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合加算されます。

※ 給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、利用者様から利用料金の10割負担の利用料を頂きます。

※ 急性増悪時に主治医から特別指示書により指示された期間は、介護保険の方も医療保険の適用となります。

※ 医療費控除について

医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリ、老人保健施設のショートステイ、デイケア等)は医療費控除の対象となります。又、それらのサービスと同月に利用された福祉系サービス(身体介護、デイサービス等)も対象となります。申告時不明な点はお相談下さい。